

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和6年3月29日・東京都条例第78号

## 1 概要

### (1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

別表1の項を改正し、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもののうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の高圧ガス製造許可申請手数料の額を6,000円とする。

## 2 施行日

令和6年4月1日

## 3 問合せ先

環境局環境改善部環境保安課

直通 03-5388-3541

内線 42-431